

環境関係事犯措置要綱の制定について

(昭和48年11月5日 例規(保安)第37号警察本部長)

[沿革] 昭和51年5月例規(警)第12号、55年2月第4号、57年10月第22号、平成6年12月第23号、11年9月例規(生経)第26号、14年4月例規(警)第40号改正

公害関係事案措置要綱を次のように定める。

なお、「公害関係事案に対する基本方針について」(昭和45年9月5日保第758号)は廃止する。

環境関係事犯措置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、環境関係事犯の取締り強化、環境関係事犯をめぐる紛争事案に対する適正な措置、交通公害防止対策の推進等、環境関係事犯等について積極的かつ適切に対処するため必要な事項を定めるものとする。

(環境関係事犯の定義)

第2 環境関係事犯とは、環境基本法第2条第3項に規定する公害(環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害をいう。)を生じさせる事犯、廃棄物事犯、その他自然公園法違反等の環境破壊行為の総称をいう。

(基本方針)

第3 環境関係事犯の処理にあたっては、環境関係事犯の及ぼす社会的影響、世論の動向、行政施策の状況等を勘案し、広い視野に立ち、関係行政機関と緊密な連絡を保ちつつ事案に即し、指導、警告、検挙等の措置を積極的に講ずることを基本方針とする。

(環境関係事犯の取締り)

第4 環境関係事犯は、その内容、軽重、被害の状況等態様が多岐にわたるため、その取締りにあたっては、必要性を的確に判断し、次に掲げる事犯を重点として検挙措置を講ずるものとする。

(1) 法令に定める人の健康の保護および生活環境の保全に係る基準を著しく超え

て、有害物質等を排出し、または騒音を発する事犯。

(2) 有害物質を含有し、または悪臭を発する廃棄物等を不法に処分する事犯。

(3) 無許可(無届)で行なわれる事犯および行政機関による指導措置、改善命令等に反して行なわれる事犯。

(4) 暴力団又はその関係者が敢行する事犯。

2 環境関係事犯の捜査にあたっては、事犯の特性にかんがみ、上級幹部による指揮の徹底を期し、事前に綿密な内偵を遂げ、必要な資料等を確保し、採証および証拠の保全をはかり、着手の時期、方法、体制等について十分検討し、その適正を期するものとする。

3 告訴、告発の処理にあたっては、その動機、背景等をは握するとともに、捜査着手の時期等についても慎重に配意して、取締りが紛争等に利用されないよう十分注意しなければならない。

(環境関係事犯をめぐる紛争事案に対する措置)

第5 環境関係事犯をめぐる紛争事案の処理にあたっては、事案が違法行為に発展するおそれのある場合は、紛争の原因、当事者の動向、行政機関の対策等を早期かつ的確には握し、必要に応じて関係機関、当事者等に対し、警告、申入れ等の措置を行ない、その未然防止に努めるものとする。

2 違法行為がひき起こされた場合は、違法行為は放置しないという基本方針のもとに、事態の推移を見きわめ、対象に応じた適正な措置を行なうものとする。

3 これらの措置を行なうに際しては、幹部自ら事態を掌握してこれにあたりるとともに、厳正公平な立場を堅持するものとする。

4 この場合、民事上の紛争については、当事者に対し千葉県公害審査会の活用についての教示を考慮する。

(交通公害に対する措置)

第6 交通公害に対する措置については、特に夜間の自動車騒音等による交通公害および都市部における自動車排出ガスによる交通公害の防止を重点とし、必要な交通規制および指導取締りを積極的に推進するものとする。

2 この場合において、関係機関の施策が先行または並行して講じられることが適当であると認めるときは、積極的に要請して有効適切な施策の促進を図るものとする。

(環境関係事犯苦情処理)

第7 環境関係事犯に関する苦情の届出があった場合は、届出者の立場に立って懇切

に事情を聴取し、警察独自で措置し得る事案については、指導、警告等の措置を迅速、適切に行ない、また、行政機関等の措置が必要と認められる事案については、関係機関等に対する措置要請を適切に行なうとともに、その結果を確認する。

2 署、幹部交番、交番及び駐在所においては、「環境関係事犯苦情等処理簿」（別紙様式1）を備え付け、前項の処理経過を記載し、実態は握等の資料に活用するものとする。

（関係機関との連絡）

第8 環境関係事犯に対する措置を適正に行なうため、平素から関係機関等と緊密な連絡を保持するとともに、環境関係事犯に関する情報の収集に努め、現に発生または発生が予想される環境関係事犯の態様、発生源となる企業等の実態、当事者および世論の動向、事案の背景、行政機関の措置方針等について、幅広くかつ的確には握し資料化しておくものとする。

（事件処理体制の確立）

第9 署長は、環境関係事犯の処理担当幹部を指定するとともに、県本部に準じた取締体制を確立する。

2 環境関係事犯の採証活動に必要な装備資器材および鑑識用資器材の整備、活用を図る。

（教養の徹底）

第10 環境関係事犯取締担当者に対して、企業等における製造設備等についての知識および測定器材等の取扱、検体の採取、保存法、分析、鑑定等についての教養を徹底するものとする。

2 その他の警察職員に対しても、環境関係事犯の現状、環境関係事犯の端緒は握、苦情の処理等について必要な教養を行なうものとする。

（報告）

第11 署長は、次に掲げる事項について、本部長に報告する。

(1) 特異または重要な環境関係事犯および取締りの及ぼした影響、効果等。

(2) 市町村の環境関係事犯に関する条例等の制定状況および企業との環境関係事犯の防止に係る協定の締結状況。

(3) その他環境関係事犯をめぐる特異な動向。

(4) 受理した苦情処理状況（別紙様式2により、毎月10日まで）。

（実施期日）

第12 この要綱は、昭和48年11月15日から実施する。

< 様式省略 >